居宅介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第九十三条の四第一号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。）（以下「共生型短期入所事業所」という。）にあっては、当該共生型短期入所事業所が提供する共生型短期入所の利用者の数及び指定短期入所生活介護等（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二第一号に規定する指定短期入所生活介護等をいう。）又は宿泊サービス（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の三第一号に規定する宿泊サービスをいう。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(1)～(3)　（略）	
(4)　共生型短期入所事業所　過去三月間の利用者の数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十五条の四において準用する指定障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この(4)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た額を超える場合又は次の㈠若しくは㈡のいずれかに該当する場合	百分の七十
㈠　利用定員が五十人以下の共生型短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	
㈡　利用定員が五十一人以上の共生型短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	

ロ　指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合は、百分の五十）

四　（略）

五　介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(1)～(3)　（略） （新設）	百分の七十

ロ　指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

四　（略）

五　介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又は